京丹波町家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、住宅におけるエネルギー自立化を図り、地球温暖化の防止及び各家庭での再生可能エネルギーの利用普及を促進することを目的として、自家消費型住宅用太陽光・蓄電設備及び住宅用給湯機器を設置した者に対し、その設置に要する経費の一部に予算の範囲内において補助金を交付することについて、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和４年３月３０日環政計発第２２０３３０３号制定。以下「国要領」という。）、京都府家庭向け自立型再生可能エネルギー設備設置助成事業費補助金交付要領（平成２８年５月２０日付け８エ第５５号。以下「府要領」という。）及び京丹波町補助金等交付規則（平成１７年京丹波町規則第２５号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　電気事業者　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特

別措置法（平成２３年法律第１０８号。以下「再エネ特措法」とい

う。）第２条第４項に規定する電気事業者をいう。

（２）　住宅用太陽光・蓄電設備　住宅用の太陽光発電設備（当該設備

　を用いて発電した電気を電気事業者に供給する場合は、当該設備の設置場所を含む一の需要場所において使用される電気として供給された後の残余の電気を電気事業者に供給する構造であるものに限る。）及びその発電した電気を蓄電することができる住宅用の蓄電設備をいう。

（３）　住宅用給湯機器　住宅用の高効率給湯機器又は住宅用のコージ

ェネレーションシステムをいう。

（４）　暴力団関係者　京丹波町暴力団排除条例（平成２３年京丹波町

　条例第２３号）第２条第４号に規定する暴力団員等をいう。

（５）　事業着手　補助対象設備の設置に係る契約締結又は工事着工の

いずれか早いものをいう。

（６）　事業完了　補助対象設備の設置に係る契約に基づく工事完了又は代金支払のいずれか遅いものをいう。

（７）　事業期間　事業着手日から事業完了日までの期間をいう。

　（補助対象事業等）

第３条　補助対象事業は、次のとおりとする。

（１）　自家消費型（FIT売電可）住宅用太陽光・蓄電設備設置事業

（２）　自家消費型（FIT売電不可）住宅用太陽光・蓄電設備設置事

　業

（３）　住宅用給湯機器設置事業

２　前項に定める補助対象事業のうち、補助対象者、補助対象設備、補助対象経費及び補助額は、同項第１号に掲げる事業にあっては別表第１に、同項第２号に掲げる事業にあっては別表第２に、同項第３号に掲げる事業にあっては別表第３に定めるとおりとする。

３　住宅用太陽光・蓄電設備について、別表第１及び第２のどちらの補助要件も満たす場合においては、いずれかの補助額を適用するものとする。

４　別表第１及び第２に定める補助額を適用する場合において、住宅用給湯機器について、別表第３に定める補助要件を満たす場合は、同表に定める補助額を加算することができる。

（交付申請）

第４条　補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、事業完了後に京丹波町家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金交付申請兼実績報告書（様式第１号）に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

２　前項の申請書を提出できる期間は、町長が別に定める。

（補助対象事業の着手）

第５条　補助申請者は、補助対象事業について町が指定する日以後に事業着手しなければならない。

２　補助対象事業を複数年度にわたって実施しようとする者は、前条第１項の交付申請を行うことができない。ただし、事業期間が１年以上の場合であって、当該事業に着手する前に町長の承認を受けたときは、当該承認を受けた日（以下「事業開始承認日」という。）の属する年度の翌年度に限り、前条第１項の交付申請を行うことができる。

３　前項ただし書きの承認を受けようとする者（以下「事業開始承認申請者」という。）は、京丹波町家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金事業開始承認申請書（様式第２号）を町長に提出しなければならない。

４　町長は、前項の規定による事業開始承認の申請があったときは、その内容を審査し、事業開始承認申請者に対して、京丹波町家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金事業開始（変更）承認（不承認）通知書（様式第３号）により通知するものとする。

５　事業開始承認申請者は、補助対象事業について、事業開始承認日以後に事業着手しなければならない。

６　事業開始承認申請者は、事業開始承認日の属する年度の翌年度の４月１日から町が指定する日までの間は、補助対象事業を実施してはならない。

７　事業開始承認申請者は、当該承認を受けた内容を変更する場合は、あらかじめ京丹波町家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金事業変更承認申請書（様式第４号）を町長に提出し、その承認を得なければならない。

８　町長は、前項の規定による事業変更承認の申請があったときは、その内容を審査し、事業変更承認申請者に対して、京丹波町家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金事業開始（変更）承認（不承認）通知書（様式第３号）により通知するものとする。

　（交付の決定及び通知）

第６条　町長は、第４条の交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、京丹波町家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第５号）により補助申請者に通知するものとする。

２　町長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、必要があると認めるときは、その事業について条件を付すことができる。

　（補助金の請求）

第７条　前条の規定により、補助金の交付の決定を受けた者は、京丹波町家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金交付請求書（様式第６号）を町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金等の返還等）

第８条　町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その交付を受けた補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

（１）虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。

（２）この要綱に違反したとき。

（３）その他町長が不適当と認める事由が生じたとき。

（処分の制限）

第９条　補助対象者は、法定耐用年数の期間内において、補助対象設備を処分しようとするときは、あらかじめ京丹波町家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金処分承認申請書（様式第７号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（協力）

第１０条　町長は、この要綱による補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて住宅用太陽光・蓄電設備及び住宅用給湯機器に関する資料の提供その他協力を求めることができる。

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

別表第１（第３条関係）

自家消費型（FIT売電可）住宅用太陽光・蓄電設備設置事業

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助対象者 | 補助対象設備 | 補助対象経費 | 補助額 |
| 次の要件を全て満たす者（１）　自らが居住する住宅に住宅用太陽光・蓄電設備を同時に設置し又は町内の住宅用太陽光・蓄電設備付新築住宅を購入し、いずれも交付申請時点において京丹波町内に住所を有し、同場所において電灯契約を結んでいる者（２）　住宅用の太陽光発電設備を対象とする電力需給契約を電気事業者と締結した者で、その者と電気事業者との電力需給開始日から１年以内のもの（３）　町税及び水道料金等を滞納していない者（４）　暴力団関係者に該当しない者 | 次の要件を全て満たすもの（１）　共通要件ア　全量売電に該当しないこと。イ　設置する設備に係る本町の補助金の交付を受けていないこと。ウ　その他府要領で定める要件を全て満たしていること。（２）　住宅用太陽光発電設備ア　当該設備を用いて発電した電気を、当該設備の設置場所を含む一の需要場所において使用される電気として供給した後、残余の電気を電気事業者に供給する構造であり、電気事業者と余剰配線で系統連系していること。イ　発電出力が２キロワット以上のものに限る。（３）　住宅用蓄電設備ア　前号の太陽光発電設備と常時接続しており、同設備が発電する電力を充放電できる蓄電池及び電力変換装置で構成される設備であること。イ　日本産業企画（産業標準化法（昭和２４年法律第１８５号）第２０条第１項の日本産業規格をいう。以下同じ。）又は一般社団法人電池工業会規格に適合しているものウ　蓄電容量が１キロワットアワー以上であるもの | 住宅用太陽光・蓄電設備の設置に要する費用 | 次の（１）及び（２）の合計額以内の額とする。ただし、（１）及び（２）の各金額に１，０００円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額を合計する。また、（１）及び（２）により算定した各補助額が、住宅用太陽光・蓄電設備の１設備ごとの設置に要する費用の２分の１以内の額を合計する。（１）　住宅用太陽光設備　太陽電池モジュールの公称最大出力値の合計値に１キロワット当たり２万円を乗じて得た額（８万円を超えるときは、８万円）（２）　住宅用蓄電設備　住宅用の蓄電設備の蓄電容量に１キロワットアワー当たり１万５０００円を乗じて得た額（９万円を超えるときは、９万円） |

別表第２（第３条関係）

自家消費型（FIT売電不可）住宅用太陽光・蓄電設備設置事業

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助対象者 | 補助対象設備 | 補助対象経費 | 補助額 |
| 次の要件を全て満たす者（１）　自らが居住する住宅に住宅用太陽光・蓄電設備を同時に設置し又は町内の住宅用太陽光・蓄電設備付新築住宅を購入し、いずれも交付申請時点において京丹波町内に住所を有し、同場所において電灯契約を結んでいる者（２）　住宅用の太陽光発電設備を対象とする電力需給契約を電気事業者と締結した者で、その者と電気事業者との電力需給開始日から１年以内のもの（３）　町税及び水道料金等を滞納していない者（４）　暴力団関係者に該当しない者 | 次の要件を全て満たすもの（１）　共通要件ア　全量売電に該当しないこと。イ　設置する設備に係る本町の補助金の交付を受けていないこと。ウ　その他府要領で定める要件を全て満たしていること。（２）　住宅用太陽光発電設備ア　当該設備を用いて発電した電気を、当該設備の設置場所を含む一の需要場所において使用される電気として供給した後、残余の電気を電気事業者に供給する構造であり、電気事業者と余剰配線で系統連系していること。イ　発電出力が２キロワット以上のものに限る。（３）　住宅用蓄電設備ア　前号の太陽光発電設備と常時接続しており、同設備が発電する電力を充放電できる蓄電池及び電力変換装置で構成される設備であること。イ　日本産業企画（産業標準化法（昭和２４年法律第１８５号）第２０条第１項の日本産業規格をいう。以下同じ。）又は一般社団法人電池工業会規格に適合しているものウ　蓄電容量が１キロワットアワー以上であるもの | 国要領別表第１（交付対象事業費：設備整備事業）に定められた事業費 | 次の（１）及び（２）の合計額以内の額とする。ただし、（１）及び（２）の各金額に１，０００円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額を合計する。また、（１）及び（２）により算定した各補助額が、住宅用太陽光・蓄電設備の１設備ごとの設置に要する費用の２分の１以内の額を合計する。（１）　住宅用太陽光設備　太陽電池モジュールの公称最大出力値の合計値に１キロワット当たり３万円を乗じて得た額（１２万円を超えるときは、１２万円（２）　住宅用蓄電設備　住宅用の蓄電設備の蓄電容量に１キロワットアワー当たり３万円を乗じて得た額（１８万円を超えるときは、１８万円） |

別表第３（第３条関係）

住宅用給湯機器設置事業

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助対象者 | 補助対象設備 | 補助対象経費 | 補助額 |
| 次の要件を全て満たす者（１）　自らが居住する住宅に住宅用太陽光・蓄電設備を同時に設置し又は町内の住宅用太陽光・蓄電設備付新築住宅を購入し、いずれも交付申請時点において京丹波町内に住所を有し、同場所において電灯契約を結んでいる者（２）　町税及び水道料金等を滞納していない者（３）暴力団関係者に該当しない者 | 次の要件を全て満たすもの（１）　別表第１及び別表第２の住宅用太陽光・蓄電設備と同一年度に設置された設備であること。（２）　設置する設備に係る国又は本町の補助金の交付を受けていないこと。（３）　国要領別紙２地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付対象事業となる事業（重点対策加速化事業）２．交付対象事業の内容（エ）住宅・建築物の省エネ性能等の向上（ヌ）高効率換気空調設備、高効率照明機器、コージェネレーション等で定める要件を全て満たしていること。（４）府要領で定める要件を全て満たしていること。 | 国要領別表第１（交付対象事業費：設備整備事業）に定められた事業費 | 次の（１）又は（２）以内の額とする。ただし、（１）又は（２）の各金額に１，０００円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。（１）　高効率給湯機器　補助対象経費の２分の１以内の額（３０万円を超えるときは、上限３０万円）（２）　コージェネレーションシステム　補助対象経費の２分の１以内の額（５０万円を超えるときは、上限５０万円） |